

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川越市長

市町村名 (市町村コード)	川越市 (201)
地域名 (地域内農業集落名)	芳野地区 (菅間上、菅間下、谷中、鹿飼、上老袋、中老袋、石田本郷、石田本郷新田、北田島、鴨田、四ツ谷、伊佐沼)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月29日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・年齢内訳では70歳以上の農業者の耕作している面積が区域内の農用地面積の6割以上を占めている。
- ・70歳以上の農業者の耕作面積のうち、約5割が後継者未定の農地となっている。
- ・地域内の遊休農地は4.2haであり、今後農業者の高齢化の進行、後継者不足、農地の引き受け手不足から、遊休農地のさらなる発生が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を中心に、農地の大区画化や道水路の基盤整備等を検討し、生産の効率化を目指す。また、地域で生産される野菜や果樹、施設園芸等の収益性の高い品目についても、生産性の向上を図り、安定した農業経営を確立する。
- ・地域内外から希望する認定農業者や認定新規就農者、農業を担う者を募り、地域全体で農地の利用率を高める仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	478.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	478.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化区域を除く全域。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

現在の耕作者が10年後も耕作をするという方針であるが、耕作できない農地が生じた場合は、農地中間管理機構を通じて担い手等への集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

機構コーディネーター等が連携し、所有者の貸付意向時期に配慮した上で、地域全体で農地中間管理機構の活用を進めるとともに、担い手の経営意向を踏まえて、段階的に集約化する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化や道水路等の基盤整備を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業支援サービスの情報収集に努め、活用できる農業支援サービスがある場合は活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

(別図)

